

# 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

平成30年（2018年）5月8日  
第6回常任委員会決定  
平成30年（2018年）7月18日  
第7回常任委員会一部改正  
令和元年（2019年）5月29日  
第9回常任委員会一部改正

第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第23回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事については、国スポ及び全障スポ（以下「大会」という。）の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の基本方針に基づき提供するとともに、来県される方々を心温まるおもてなしでお迎えすることで、佐賀の魅力を全国へ発信する。

## 1 宿舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関、団体等と協議の上、公共施設、寮、保養所、寺院、民家及び近隣市町（原則として県内）の旅館等を利用することで、より多くの施設の確保に努める。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

## 2 配宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。  
全障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) 大会の役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (4) 全障スポの選手・監督においては、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

## 3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県が決定する。

#### 4 食事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、穏やかな気候、豊かな自然に恵まれた佐賀県の様々な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供することで、食を通じた佐賀らしいおもてなしをする。

# 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

平成30年（2018年）12月20日  
第8回常任委員会決定  
令和元年（2019年）5月29日  
第9回常任委員会一部改正

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

## 1 配宿業務の実施

### 【第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）】

#### （1）宿泊施設に関する調査の実施

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿泊施設に関する調査を実施する。

#### （2）宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

#### （3）仮配宿計画の作成

宿泊施設に関する調査及び各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、配宿計画の円滑な作成に資するため、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画を作成する。

#### （4）宿泊施設の充足対策

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用及び民家の利用並びに近隣（原則として県内）市町の旅館の利用を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町等による連絡会議を設置する。

#### （5）配宿計画の作成

県と会場地市町は、仮配宿計画に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

### 【第23回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）】

#### （1）宿泊施設に関する調査の実施

参加者の配宿計画の作成に資するため、県が、宿泊施設に関する調査を実施する。

#### （2）宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県・各政

令指定都市等への参加意向調査を実施する。

### (3) 仮配宿計画の作成

宿泊施設に関する調査及び各都道府県・各政令指定都市等への参加意向調査等に基づき、配宿計画の円滑な作成に資するため、県が、仮配宿計画を作成する。

### (4) 宿泊施設の充足対策

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県が、必要な充足対策を行う。

### (5) 宿泊環境の整備

全障スポの参加者が快適に宿泊できるよう、県が、必要に応じて宿泊支援用具を配置するなど、宿泊環境の整備に努める。

### (6) 配宿計画の作成

県は、仮配宿計画に基づき、配宿計画を作成する。

## 2 宿泊本部の設置

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、国スポについては県及び会場地市町に、全障スポについては県に宿泊本部を設置する。

## 3 宿泊料金の決定

国スポにおける宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係機関との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全障スポについては、国スポの宿泊料金との連携を図るとともに、旅館等の関係機関と協議し、県準備（実行）委員会が決定する。

## 4 標準献立の作成

参加者への食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、穏やかな気候、豊かな自然に恵まれた佐賀県の様々な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

## 5 弁当の調達

昼食弁当については、国スポにおいては県及び会場地市町が、全障スポにおいては県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

## 6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

## 7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第78回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項

### 1 趣旨

この要項は、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊施設の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

### 2 充足対策

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関・団体等と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿泊施設の充足対策を実施する。

#### （1）旅館・ホテル等の客室提供の促進

県委員会及び会場地委員会は、当該会場地市町内の旅館・ホテル等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館・ホテル等に対し、客室提供の促進について協力を依頼する。

また、学校及び民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

#### （2）広域配宿の実施

会場地委員会は、当該会場地市町内の旅館・ホテル等のみでは大会参加者の宿泊施設が不足し、近隣市町の旅館・ホテル等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により広域配宿を実施する。

##### ア 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受入れ会場地委員会及び県委員会と協議するものとし、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員会と受入れ会場地委員会間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地委員会において、県内の広域配宿を実施しても配宿予定が見つからない場合は、県外広域配宿も考慮し、県委員会と協議するものとする。

##### イ 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う大会参加者の輸送業務等は、広域配宿を希望する会場地委員会が行い、これに要する経費も負担する。

##### ウ 広域配宿における配宿上の留意点

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないよう十分に配慮する。

#### （3）公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）を利用する

場合は、以下により公共施設等の転用を実施する。

#### ア 転用施設の選定基準

会場地委員会は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- (ア) 水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- (イ) 入浴施設を有するか、又は近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。
- (ウ) 食事を提供できるか、又は近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- (エ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- (オ) 火災予防上良好な環境が整備されていること。
- (カ) 原則として、増改築又は修繕を要しないこと。
- (キ) その他、宿泊に著しい支障がないこと。

#### イ 転用施設における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

- (ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- (イ) 都道府県別チーム単位で1軒、若しくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

#### ウ 転用施設利用の留意点

転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策及び安全対策に努める。

### (4) 国スポ民泊の実施

会場地委員会は、一般家庭を宿泊施設として利用する場合は、原則として以下により国スポ民泊を実施する。

#### ア 国スポ民泊協力地区の設定

会場地委員会は、複数の民家家庭が一体となって民泊業務を実施する区域として、自治会・町内会などを単位とする国スポ民泊協力地区を設定する。

#### イ 国スポ民泊協力組織等の設置

- (ア) 国スポ民泊協力地区に、国スポ民泊家庭への支援をはじめ、食事の提供、地区の環境美化、選手・監督の歓迎・応援等民泊業務を円滑に進めるため国スポ民泊協力組織を設置する。
- (イ) 国スポ民泊協力組織と会場地委員会の連携及び国スポ民泊協力組織相互の情報交換等を行うため、必要に応じ国スポ民泊推進連絡組織を設置する。
- (ウ) 会場地委員会は、国スポ民泊協力組織及び国スポ民泊推進連絡組織の設置が円滑に行われるよう指導、助言を行う。

#### ウ 国スポ民泊依頼の方法

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、一般家庭に対して国スポ民泊の趣旨を十分説明し、宿泊施設としての提供を依頼する。

#### エ 国スポ民泊家庭の選定基準

国スポ民泊家庭の選定は、転用施設の選定基準に準じて行う。

#### オ 国スポ民泊における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

- (ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- (イ) 国スポ民泊は、原則として、競技での公平性を保つため、競技毎又は種別毎とする。
- (ウ) 配宿の単位は、原則として1国スポ民泊協力地区に1都道府県チームとする。なお、ミーティングの場の提供についても配慮する。

#### カ 受入れ体制の推進

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足寝具の確保及び医事衛生等、国スポ民泊家庭の宿泊に係る業務が円滑に行われるように努める。

### 3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿泊施設の充足対策に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。
- (2) 会場地市町準備（実行）委員会を組織していない市町にあつては、「会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）」及び「会場地委員会」を「会場地市町」と読み替える。